

医療従事者の働き方改革支援資金の創設

＜取扱期間＞  
令和2年度まで

現在、厚生労働省に「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、検討が進められていますが、医療現場においては、医師と医師以外の医療従事者等との役割分担の見直しを含めた勤務環境改善に取り組むなど、働き方改革を早急に実施する必要があります。

こうした状況を踏まえ、医療機関における働き方改革を支援する観点から、医師や看護師が行っている業務の一部を医師事務作業補助者等の補助者を新規雇用し業務移管するなどの働き方改革に取り組み、法人の決算状況が2期連続経常赤字であるなど、民間金融機関の支援が得られにくい医療機関に対する融資制度を創設します。

区分	＜ 新たな融資制度 ＞
融資対象 (資金使途)	医療従事者の働き方改革に取り組む病院及び診療所であって、勤務環境改善に関する事業計画を遂行するために一時的に必要な長期運転資金
資金種類	長期運転資金（働き方改革支援資金）
貸付利率	基準金利+0.3%
貸付限度額（注）	病院：5億円      診療所：3億円
償還期間（据置期間）	10年以内（4年以内）
償還方法	元金均等・元利均等

（注）長期運転資金の既往貸付残高がある場合は、上記の貸付限度額から当該残高を控除した額が貸付限度額となります。また、地域医療構想支援資金等の既存の長期運転資金のお借入れと合算して当該限度額を超えることはできません。

# ◆ お問い合わせ先 ◆



## ◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (Tel.03-3438-4756) にお問い合わせください。

## ◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		03-3438-9293